

## 社会福祉法人光風会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光風会（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）並びに評議員選任委員の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員(理事長、常務理事、理事)については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等(監事、評議員)については、業務に応じた報酬及び費用弁償(交通費)を支給する。
- (3) 評議員選任委員については、業務に応じた報酬及び費用弁償(交通費)を支給する。
- (4) 施設長等の施設職員が理事及び評議員選任委員の場合は報酬を支給しない。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額を支給する。
- (2) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額を支給する。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表1の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給方法並びに支給時期は、別紙1並びに

別紙2のとおりとする。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

## 附 則

1. この規程は、平成7年12月27日から施行する。
2. この規程は、平成8年7月30日から施行する。(平成9年3月19日改正)
3. この規程は、平成14年4月1日から施行する。(平成14年3月19日改正)
4. この規程は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年3月17日改正)
5. この規程は、平成18年4月1日から施行する。(平成18年10月27日改正)
6. この規程は、平成21年4月1日から施行する。(平成21年3月19日改正)
7. この規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月26日改正)
8. この規程は、平成26年8月1日から施行する。(平成26年7月29日改正)
9. この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月24日改正)
10. この規程は、平成29年7月21日から施行する。(平成29年7月21日改正)

別表1（常勤役員等の報酬）

| 役職名  | 報酬の額    | 支給方法   | 支給時期  |
|------|---------|--------|-------|
| 理事長  | 年額120万円 | 月額10万円 | 給与支給日 |
| 常務理事 | 年額60万円  | 月額5万円  | 給与支給日 |

ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

別表2（非常勤役員等の報酬）

## (1) 評議員

|                     | 報酬の額   | 費用弁償   | 支給方法 | 支給時期    |
|---------------------|--------|--------|------|---------|
| 評議員                 | 年額12万円 |        | 年払い  | 3月給与支給日 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 | 2,000円 | 現金   | 都度      |

## (2) 監事

|                     | 報酬の額   | 費用弁償   | 支給方法 | 支給時期    |
|---------------------|--------|--------|------|---------|
| 評議員                 | 年額12万円 |        | 年払い  | 3月給与支給日 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 | 2,000円 | 現金   | 都度      |

## (3) 評議員選任委員

|                     | 報酬の額   | 費用弁償   | 支給方法 | 支給時期 |
|---------------------|--------|--------|------|------|
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 5,000円 | 2,000円 | 現金   | 都度   |